

日時・場所	平成29年1月10日（火） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長（代理：遠藤次長）、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 日曜日に、市消防団、自治会の自主防災組織の参加のもと、消防出初式が開催された。市職員も事務局として受付等の事務に携わってもらった。主役は市消防団と自主防災組織であり事務局の仕事は見えない部分ではあるが、事務的機能は大切な役割であることを認識しておくこと。式には市内の中学生によって組織された消防クラブも初めて参加し、放水を行った。自発的な素晴らしい取組として共通認識を持っておくこと。
- ・ 市の業務がかなり増えてきており、大きな要素は二つある。一つ目は、生活困窮者支援、子育て支援、教育、基盤整備等の業務が従前に増してきめ細かくなっていることである。市民からのニーズがあるので当然必要なことではあるが、今まで取り組んでいない部分にまで業務が及んでいるにもかかわらず、それに応じた体制整備や職員の確保等が追いついていない。このような状況が続くと知らぬ間にいわゆる「ゆでガエル」状態になってしまう。職員それぞれがスケジュール管理や健康管理を一層徹底することが必要になるが、各部次長が幅広い視点をもって仕事をさばき、優先順位を設定しないと職員も組織ももたない。二つ目は、国の制度改正が頻繁に行われることにより、その対応のために日々の業務が膨大になっていることである。国では一つの制度改正で済むものでも、市町村では様々な分野に影響が及んでくる。しっかり進行管理をしないと職員の負担が過大となり、結果的に市民サービスに支障をきたすことにもなりかねない。普段から各部次長が客観的あるいは批判的な視点で進行管理を行い、優先順位を設定した上で仕事を進めるよう努めること。改めて、業務が増えている状況であることについて十分な認識を持っておくこと。

2. 報告事項

なし

3. 協議事項

① 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について

〔所管： 健康福祉部〕

介護保険制度においては、第1号被保険者の所得段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いている。この合計所得金額の算出にあたっては、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がある。

しかし、土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）」が平成29年4月1日に施行されることに伴い、野洲市介護保険条例の一部を改正するものである。

② 野洲市税条例等の一部を改正する条例について

〔所管： 総務部〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正するものである。

→税改正による政策への影響等の分析、それに伴う今後の政策の方向性等をシミュレーションすることについて検討すること。

③ 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について

〔所管： 都市建設部〕

七間場における民間事業者の開発行為に伴い帰属を受けた公園（野洲市三上2157番地1 公園面積

150㎡) について、地域ふれあい公園と位置付けるため野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正するものである。

→今回の規模の開発における公園整備について、必要性、妥当性等を踏まえ、制度の検証を行うこと。

④ 野洲市野洲駅自由通路昇降機条例の一部を改正する条例について

〔所管： 都市建設部〕

野洲駅北口駅前広場整備事業の一部が完成することにより、新たに昇降機（エレベーター、エスカレーター）を設置及び稼動するため、また、実態に即した所管課とするため野洲市野洲駅自由通路昇降機条例の一部を改正するものである。

→新たに追加した昇降機の始動及び停止などの運転操作については、すべて自動運転となっている。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議

1月16日（月）8時45分～ 庁議室